

住み慣れた地域で安心して暮らすために

みんなで支える

介護保険利用の 手引



市の花



ツツジ



サルビア



キク



スイセン

お問い合わせ先

- 伊勢崎市役所 介護保険課（市役所本館 1 階 5 番窓口）
Tel 24-5111（代表）
 - 保険料係 Tel 27-2742（直通）
 - 給付係 Tel 27-2743（直通）
 - 認定係 Tel 27-2744（直通）
- 地域包括支援センター（市役所本館 1 階 7 番窓口）
Tel 27-2745（直通）
- 赤堀支所 市民サービス課 Tel 62-9792（直通）
- あずま支所 市民サービス課 Tel 62-9909（直通）
- 境支所 市民サービス課 Tel 74-0368（直通）

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

介護保険は、高齢者や障害者など、日常生活の自立が難しい人々のために提供される保険制度のことです。日本を中心に多くの国で導入されています。
介護保険は、被保険者が介護が必要な状態になった場合に、介護サービスや施設の利用費用を一部負担することで、その負担を軽減する目的で設けられています。

介護保険の保険証を大切に保管しましょう

介護保険の被保険者が利用するための証明書が「介護保険被保険者証」です。介護保険被保険者証は、介護サービスや施設を利用する際に提示します。
この証は、被保険者の基本情報や要介護度などが記載されており、その情報に基づいて介護サービスの提供や給付が行われます。介護保険証を持っていることで、必要なサービスを受ける際にスムーズに手続きが行えるようになります。
大切に保管しましょう。

- **65歳以上の人は**
65歳以上の人の場合は、特別な手続きを行わなくても誕生日を迎える月に市町村から自動的に交付されます。
- **40～64歳の人は**
要介護・要支援認定を受けた人に交付されます。
- **保険証が必要なとき**
 - ・要介護・要支援認定を申請するとき
 - ・ケアプランを作成するとき
 - ・介護給付費の支給申請をするとき など
- **保険証の有効期限は？**
有効期限はありません。介護（予防）サービスを利用するまで大切に保管してください。



もくじ

第1章	介護保険制度のしくみ	4
第2章	介護保険料について	6
第3章	サービスを利用するには	
	介護（予防）サービスを利用するための手順	10
	要介護・要支援認定の申請から認定まで	12
	ケアプラン作成からサービス利用まで	14
第4章	契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき	16
第5章	介護保険で利用できるサービス	
	居宅サービス	18
	地域密着型サービス	24
	施設サービス	27
	福祉用具貸与・購入、住宅改修	30
第6章	利用者負担について	
	費用の支払い	32
	利用者負担額を軽減するために	33
第7章	介護予防・日常生活支援総合事業	34
第8章	高齢者相談センター（地域包括支援センター）とは	36
第9章	その他の在宅サービス	38

発行	伊勢崎市	編集／発行	株式会社鎌倉新書
		発行年	令和6年7月

第1章 介護保険制度のしくみ

介護保険に加入する人(被保険者)

年齢で2つの被保険者に分かります。

- 保険料を納める
- 要介護・要支援認定の申請
- サービスを利用し、費用(利用者負担割合)を支払う

65歳以上(第1号被保険者)の人

介護が必要であると「要介護・要支援認定」を受けた場合にサービスが利用できます。介護が必要となった原因は問われません。



(要介護・要支援認定の詳細▶第3章)

医療保険に加入している40～64歳(第2号被保険者)の人



介護保険で対象となる病気(特定疾病※1)が原因で「要介護・要支援認定」を受けた場合に、サービスが利用できます。

●保険証・負担割合証の交付 ●要介護認定や結果通知

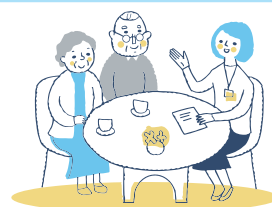
●介護保険料を納める ●要介護・要支援認定の申請

高齢者相談センター

詳細▶第8章

高齢者が地域で生活できるよう支援する拠点

- 相談を受け、内容に応じて支援



連携

ケアマネジャー

詳細▶第3章

介護サービスの相談窓口となる介護の専門家

- 依頼を受けてケアプランを作成
- サービスに関する相談を受け支援

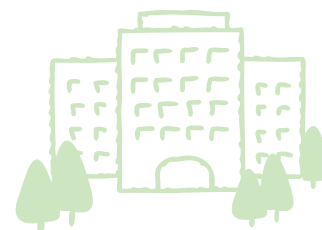


連絡調整

伊勢崎市(保険者)

主な役割

- 介護保険料の算定・徴収
- 保険証・負担割合証の交付
- 要介護・要支援認定
- 保険給付 など



伊勢崎市(保険者)が費用の7～9割を支払う

介護サービス・介護予防サービス提供事業者

利用者にあった介護サービスを提供

- 居宅サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス など



(指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供)

相談

支援

●サービスの提供 ●費用の1～3割を請求

●サービスを利用 ●費用の1～3割を支払う

負担割合証

要介護・要支援認定等を受けた人、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。保険証とともに介護(予防)サービス等を利用するときに必要になります。

負担割合(1～3割)が記載されます。

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
姓 名	
氏 名	
生年月日	年 月 日
初回要介護認定の割合	通 用 期 間
期 間	開始年月日 年 月 日
期 間	終了年月日 年 月 日
期 間	開始年月日 年 月 日
期 間	終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び種別	
見 本	

特定疾病とは ※1

介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、加齢による心身の変化に起因すると考えられる下記の16種類が指定されています。

- | | | | |
|-----------------------------|---------------------------------|---------------|----------|
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 後縦靱帯骨化症 | ● 骨折を伴う骨粗しょう症 | ● 多系統萎縮症 |
| ● 初老期における認知症 | ● 脊髄小脳変性症 | ● 脊柱管狭窄症 | ● 早老症 |
| ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 | ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 | ● 慢性閉塞性肺疾患 | ● 脳血管疾患 |
| ● 関節リウマチ | ● 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 | ● 閉塞性動脈硬化症 | |
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

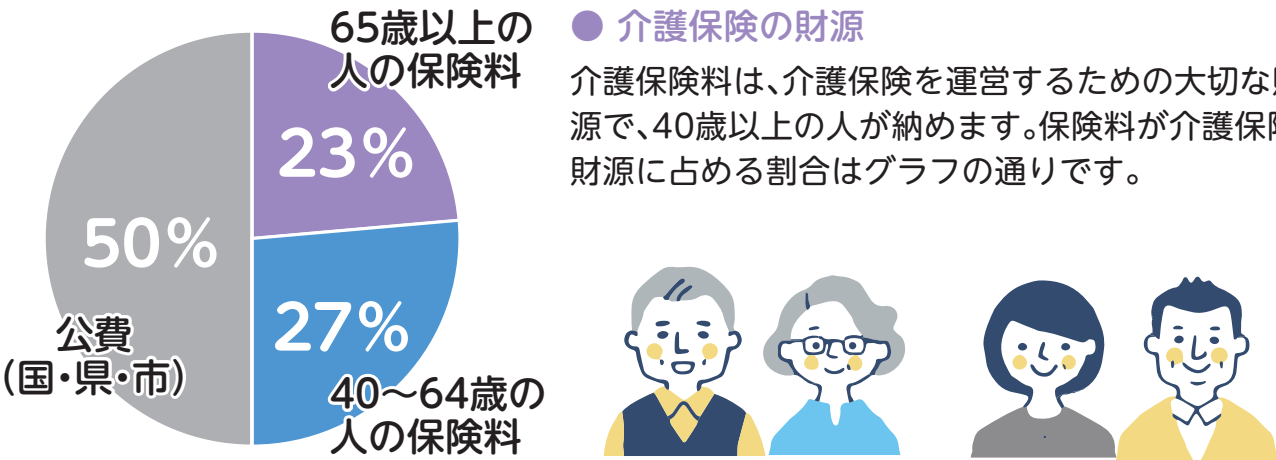
介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

第2章 介護保険料について

介護保険制度は社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度です。介護保険が健全に運営できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。



保険料基準額の決め方

介護保険料は市全体の介護保険給付に必要な費用などから算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額 (年額) = 伊勢崎市で介護保険の給付にかかる費用 × 65歳以上の人の負担割合 (23%) ÷ 伊勢崎市の65歳以上の人数

介護保険料は介護保険事業計画に定める介護サービス費用見込額等に基づき、3年に一度の見直しを行います。

第9期（令和6年度～令和8年度）の保険料基準額は72,000円となっており、介護給付費準備基金の一部を取り崩すことで、第8期の保険料基準額72,000円を据え置きとしています。

MEMO

65歳以上(第1号被保険者)の人の保険料

決め方 基準額をもとに、所得等に応じて決まります。

伊勢崎市の保険料基準額 (月額) 6,000円

所得段階	所得区分		負担率	年額保険料
第1段階	・生活保護を受給している ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している ・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が80万円以下		基準額×0.285	20,500円
第2段階	本人が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税	本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が80万円を超え120万円以下	基準額×0.485	34,900円
第3段階		本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が120万円を超える	基準額×0.685	49,300円
第4段階		本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が80万円以下	基準額×0.85	61,200円
第5段階 (基準段階)		本人の前年の「公的年金等収入金額」と「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた額」の合計額が80万円を超える	基準額	72,000円
第6段階	本人が市民税課税 前年の合計所得金額	120万円未満	基準額×1.20	86,400円
第7段階		120万円以上210万円未満	基準額×1.30	93,600円
第8段階		210万円以上320万円未満	基準額×1.50	108,000円
第9段階		320万円以上420万円未満	基準額×1.70	122,400円
第10段階		420万円以上520万円未満	基準額×1.90	136,800円
第11段階		520万円以上620万円未満	基準額×2.10	151,200円
第12段階		620万円以上720万円未満	基準額×2.30	165,600円
第13段階		720万円以上	基準額×2.40	172,800円

※世帯とは…原則として4月1日現在の住民票上の世帯。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第1号被保険者になった場合には、その年度は資格取得日現在の世帯になります。

※老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた人等が受けている無拠出年金です。

※公的年金等収入金額…税法上の課税対象となる公的年金（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、課税対象とならない年金（障害年金、遺族年金など）は含まれません。

※合計所得金額…収入金額から必要経費などを控除した額です。申告分離課税の所得金額（株式譲渡所得など）を含みます。土地建物等の譲渡所得については、特別控除後の額で計算します。ただし、雑損失・繰越損失は含みません。本人が市民税非課税である場合（第1から第5段階）は、公的年金等に係る雑所得を引いた額になります。なお、合計所得金額がマイナスの場合は0円として計算します。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター（地域包括支援センター）とは

その他の在宅サービス

納め方 ▶ 年金の受給額で異なります。

年金の受給が年額18万円以上

特別徴収（年金から差し引き）

仮徴収期間



仮徴収

65歳以上の人の保険料は、6月の市民税確定後に決定します。そのため、4月、6月、8月は暫定的な額での徴収（仮徴収）となります。通常は、前年度の2月と同額を納めます。

本徴収期間



本徴収

保険料が確定しましたら、仮徴収額を差し引いた残りの額を期割（10月・12月・2月）で納めます。

※仮徴収額と本徴収額に大きく差が生じると思われる人に対しては、8月の徴収額を変更（平準化）する場合があります。

特別徴収とは、年金支払月（偶数月）に受給の年金からあらかじめ保険料を差し引くことです。ご自身で納める必要はありません。
（注）個人年金は対象となりません。

年金の受給が年額18万円未満

普通徴収（納付書払か口座振替）

本算定賦課



本算定賦課

7月から翌年の2月までの8期分の納付書を7月中旬にお送りいたします。取り扱い金融機関、コンビニエンスストア、市役所及び各支所で納めます。（納付書裏面参照）

ペイジー、クレジットカード、スマホ決済による納付も可能です。この場合、領収証書の発行は行いませんので、必要な場合は金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。また、取り扱い金融機関での口座振替もできます。

年度の途中で65歳到達、転入した場合や保険料の増額、減額があった場合などは保険料の全部か一部が普通徴収になります。

納め忘れのない、便利で確実な口座振替がおすすめです！

- ①介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。
 - ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
- ※口座振替の開始は、申込日の翌月末からになります。

申込日の月末にあたる納期分は、納付書で納めてください。

7/10 口座振替申込 → 7月末納期分は納付書で納めてください。

8月末納期分以降は口座振替になります。

40歳から64歳（第2号被保険者）の人の保険料

国民健康保険に加入している人

決め方 ▶ 世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などに応じて世帯ごとに決まります。

納め方 ▶ 医療分・後期高齢者支援金分と合わせて世帯主が納付します。
※なお、本人負担分と同額を国や県が負担しています。

職場の健康保険に加入している人

決め方 ▶ 加入している健康保険ごとの算定方法で決まります。

納め方 ▶ 健康保険料と介護保険料を合わせて納めます。
※原則として事業主が半分納めます。

！▶ 介護保険料を滞納した場合は？

災害など特別な事情もなく介護保険料を滞納した場合、滞納した期間に応じて次の措置が取られることがあります。

納期限をすぎると… 督促が行われ、延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとから保険給付（費用の7～9割）を受けます。

1年6か月以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、給付が一時差し止められます。滞納していた保険料に充当する場合があります。

2年以上滞納

利用者負担が1割～3割負担から、3割～4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられない場合があります。

保険料の徴収猶予や減免について

災害に遭われたり、収入が減少するなど特別な事情により、保険料を支払うことが困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免をいたします。

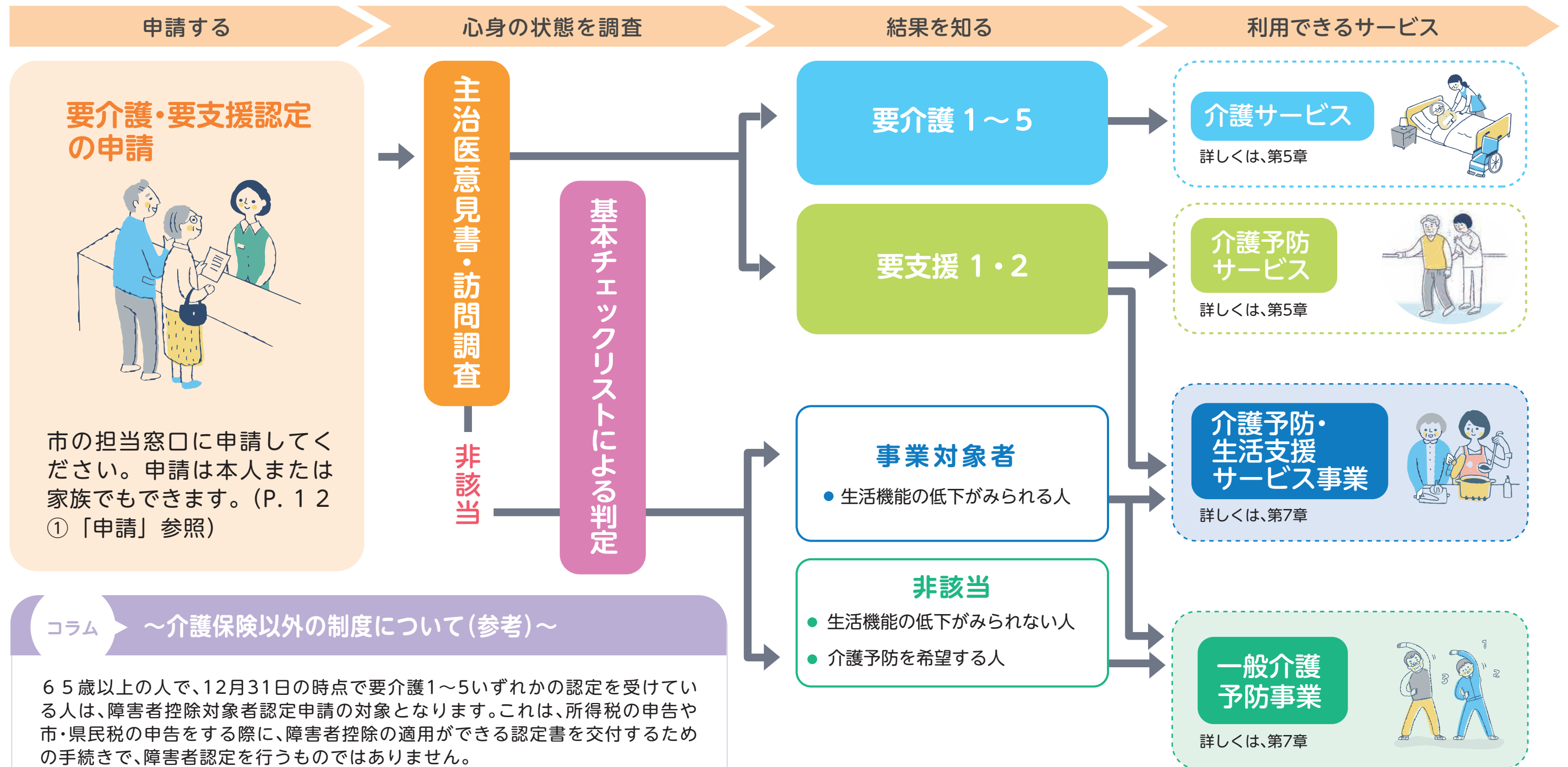
特別な事情とは

1. 火災、風水害など災害により、住宅・家財に著しい損害を受けた
2. 世帯の生計主の死亡・入院・失業・売り上げ減少などにより世帯の収入が減少した
3. 生活に困窮している（市民税課税者と同一生計・扶養関係にない場合に限る）

○収入や預貯金状況を確認して、減免の決定をさせていただきますので、ご了承ください。
1から3それぞれ、条件に該当するかどうかの基準がありますので、該当すると思われる人は、介護保険課保険料係までご相談ください。

第3章 サービスを利用するには

介護(予防)サービスを利用するための手順



コラム

～介護保険以外の制度について(参考)～

65歳以上の人で、12月31日の時点で要介護1～5いずれかの認定を受けている人は、障害者控除対象者認定申請の対象となります。これは、所得税の申告や市・県民税の申告をする際に、障害者控除の適用ができる認定書を交付するための手続きで、障害者認定を行うものではありません。

詳しくは伊勢崎市のホームページをご覧ください。
⇒<https://www.city.isesaki.lg.jp>
(伊勢崎市HP>暮らし・手続き>保険・年金>介護保険>介護保険の概要・制度>障害者控除対象者認定)

※障害者控除とは
障害者控除とは本人または配偶者、扶養親族が所得税法、地方税法上の障害者に当てはまる場合に税額の計算の基礎となる所得から一定額を控除できる仕組みのことをいいます。

QRコードからも対象のページをご覧ください



コラム

ケアマネジャー(介護支援専門員)ってどんな人?

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護(予防)サービスの利用にあたって、右記のような重要な役割を担っています。資格は5年ごとに更新されます。

- 本人に適したケアプランの作成
- サービス事業所への連絡・手配
- 施設選びの相談・アドバイス
- 介護に関する家族の相談・アドバイス

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

要介護・要支援認定の申請から認定まで

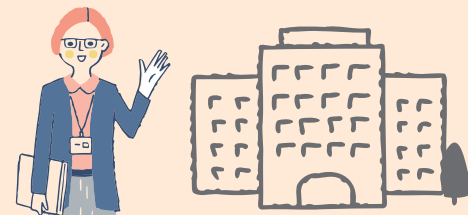
介護(予防)サービスを利用するには要介護・要支援認定を受け、「介護(予防)が必要」と認定されることが必要です。

1 申請 介護(予防)サービスが必要になったら市役所の介護保険課の窓口で申請をします。

・介護(予防)サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受けることが必要です。

・申請に必要なもの

- ・介護保険の被保険者証(P.2 参照)
- ・主治医意見書を依頼する病院名、医師名 ※第2号被保険者(40～64歳)の場合
- ・マイナンバー
- ・来庁者の身分証明書(運転免許証など)
- ・医療保険の保険証
- ・特定疾病の確認(P.5 ※1 参照)



Q 申請は誰でもできますか？

A 申請は、利用者本人または家族、パートナー、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業所や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

Q 申請の費用は？

A 無料です。要介護・要支援認定に必要な費用は、全額市が負担します。

Q 現在、入院中でも申請できますか？

A 退院後に在宅で介護(予防)サービスを利用する場合や、介護保険施設等への入所を希望する場合に申請できます。なお、要介護・要支援認定は、病状が安定していることが前提となりますので、病院の主治医や看護師、相談員等にご相談ください。

2-1 訪問調査

調査員が自宅等を訪問して、本人と家族から心身の状態や日頃の生活、居住環境等について聞き取り調査等を行います。

Q 主治医とは

A かかりつけの医師や、介護が必要になった直接の原因である病気を治療している医師等、本人の心身の状態をより把握している医師のことです。
※定期的に診察を受けていないと、主治医意見書を作成できない場合がありますので、最終診察日を確認してください。

2-2 主治医意見書

市から本人の主治医に依頼し、心身の状態についての意見書を作成してもらいます。意見書では、本人の生活機能を評価します。

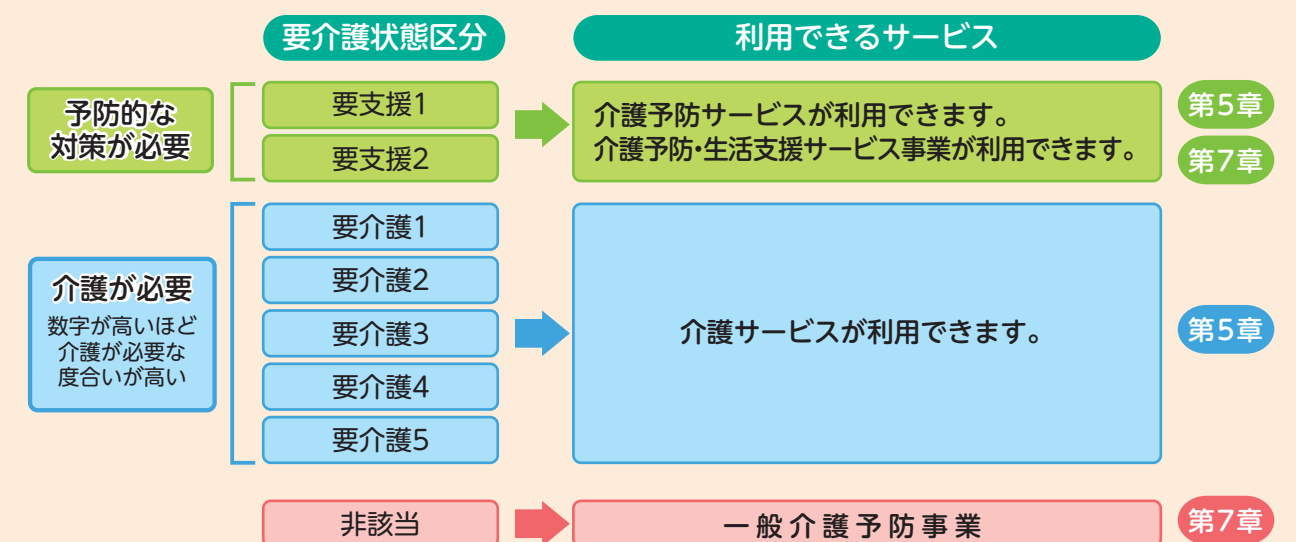
3 審査・判定 介護認定審査会が、必要な介護の度合いを総合的に判断します。

- ・②-1 訪問調査の結果等からコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、②-2 主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。



4 認定 必要な介護の度合いが認定され、その結果が記載された結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

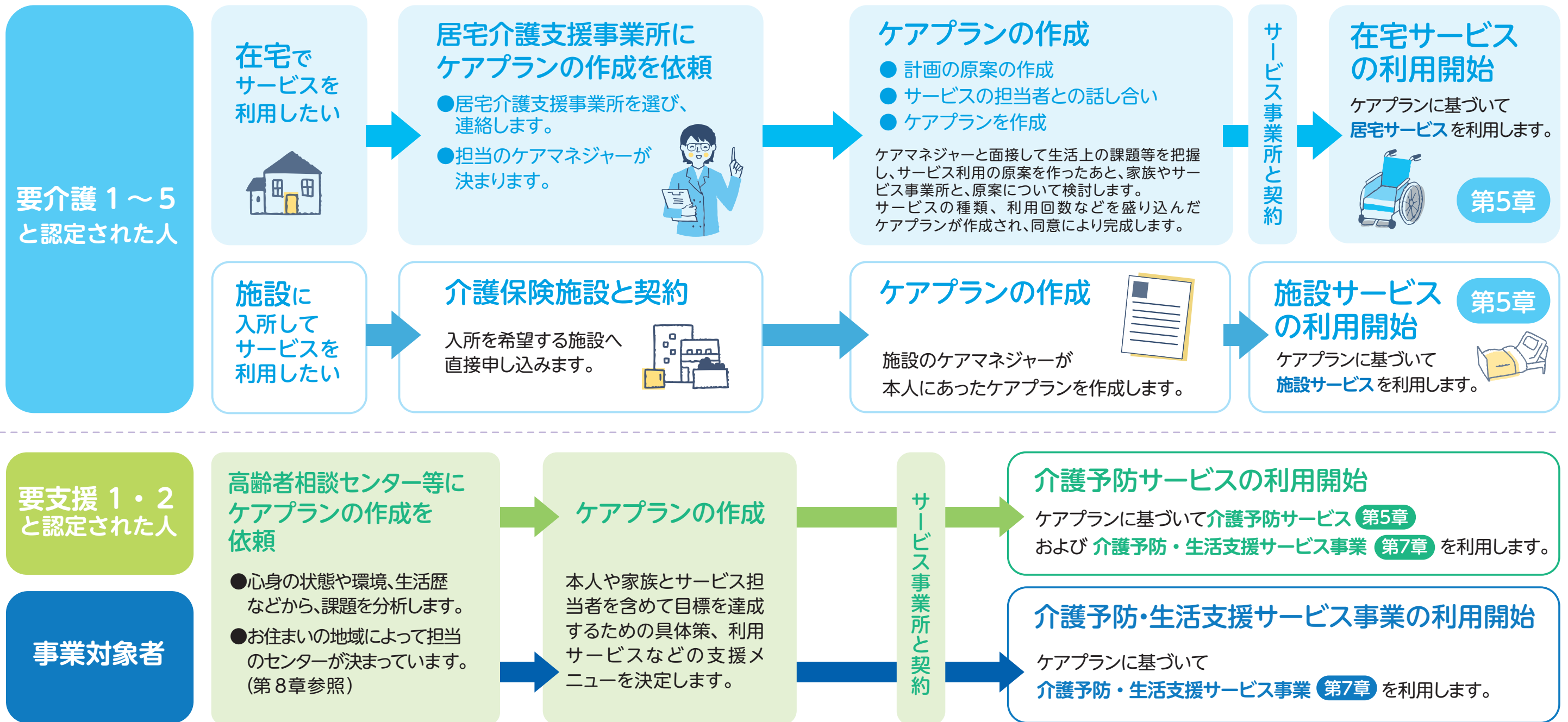
- ・介護認定審査会の判定に基づき、市町村が要介護状態区分を認定します。(原則として申請から30日以内)



Q 申請後、認定結果が通知されるまでの間に介護サービスを利用したいときは？

A 申請した後、認定結果が通知されるまでの間に緊急的に介護サービスを利用したい場合は、高齢者相談センター(地域包括支援センター)や居宅介護支援事業者にご相談ください。

ケアプラン作成からサービス利用まで



要介護・要支援認定は期間ごとに更新が必要です



要介護・要支援の認定には有効期間(原則、新規は6か月、更新は12か月)があります。

引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間が終了する前に更新認定の申請をする必要があります。更新認定の申請は、有効期間終了日の60日前から受付します。

Q なぜ要介護・要支援の認定には有効期間があるのですか？

A 高齢者の心身の状態は変化しやすいため、必要な介護の度合いは一定であるとは限りません。適切なサービスが提供されるよう、一定期間ごとに状態をチェックして、認定を見直す必要があるためです。

Q 要介護・要支援の認定結果に納得ができない場合は？

A 認定結果などに疑問や不服がある場合、まずは市の窓口にご相談ください。その上で納得できない場合は、認定結果を受け取った日の翌日から3か月以内に「群馬県介護保険審査会」に審査請求をすることができます。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

第4章

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

契約する時の注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のことに注意しましょう。

- 契約の目的
- 契約の目的となるサービスが明記されているか。
- 契約の当事者
- 利用者と事業者との間の契約になっているか。
- 指定事業者
- 都道府県または市区町村から指定された事業者か。
- サービスの内容
- 利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。
- 契約期間
- 在宅サービスは認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。
- 利用者負担金
- 利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているか。
- 利用者からの解約
- 利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。
- 損害賠償
- サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。
- 秘密保持
- 利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。

※契約書には上の項目以外にも様々な項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受けて確認しましょう。

サービスに苦情や不満があるときは？

介護（介護予防）サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者と相談しづらいときは、下記のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておく心安心です。

「市の介護保険担当窓口」に相談

相談や苦情の内容をもとに、群馬県と連携し対応します。

「高齢者相談センター（地域包括支援センター）」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「高齢者センター」や「消費生活センター」で相談することができます。

「国保連」に相談

市での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連（国民健康保険団体連合会）に相談することができます。

MEMO

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター（地域包括支援センター）とは

その他の在宅サービス

第5章 介護保険で利用できるサービス

「在宅で」「通いで」「施設で」利用できるさまざまな介護サービスは、1割～3割の自己負担で利用できます。このほかに、居住費、食費、日常生活費がかかる場合があります。費用はサービスを提供する事業所などの体制などによって異なります。

第5章で
使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の人が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の人が利用できるサービス

居宅サービス＜在宅でサービス利用＞

※記載の金額は、利用者負担1割の場合の費用です。令和6年4月1日現在の費用額のめやす

自宅での日常生活をサポートしてもらう

要介護 訪問介護(ホームヘルプ)

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーによる本人への身体介護や生活援助が受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のめやす

身体介護(20分以上30分未満)(1回) 例) 食事・排せつ・入浴の介助 など	250円
生活援助(20分以上45分未満)(1回) 例) 掃除・洗濯・買い物・調理の支援 など	183円

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

通院などのための乗車・降車の介助(1回)	99円
----------------------	-----

！サービスの対象外です

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 大掃除や屋根の修理などの
日常的な家事の範囲を超えるもの 等
- 来客の対応
- 洗車

共生型サービスとは？

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉サービスを一体的に提供する取り組みです。障がいのある人が65歳以上になっても、なじみの事業所でサービスを受けることができます。

※ 対象サービス……「訪問介護」「(地域密着型)通所介護」「(予防)短期入所生活介護」「(予防)小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」

自宅で入浴の介助をしてもらう

要介護 訪問入浴介護

訪問入浴車などで訪問し、入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のめやす

全身入浴(1回)	1,293円
----------	--------



要支援 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合に限定して、訪問による入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のめやす

全身入浴(1回)	874円
----------	------

自宅で看護を受ける

要介護 訪問看護

看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護ステーションの場合 (30分未満)(1回)	481円	病院または診療所の場合 (30分未満)(1回)	408円
------------------------------	------	----------------------------	------

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

要支援 介護予防訪問看護

疾患などを抱えて外出が困難な場合に、看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

訪問看護ステーションの場合 (30分未満)(1回)	461円	病院または診療所の場合 (30分未満)(1回)	390円
------------------------------	------	----------------------------	------

自宅でリハビリをする

要介護 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

サービス費用のめやす▶

1回につき	314円
-------	------

要支援 介護予防訪問リハビリテーション

在宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

サービス費用のめやす▶

1回につき	303円
-------	------

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

契約するときの注意点・
サービスに苦情や不満が
あるとき

介護保険で利用
できるサービス

利用者負担に
ついて

介護予防・日常生活
支援総合事業

高齢者相談センター
(地域包括支援センター)
とは

その他の
在宅サービス

日帰りで施設に通って入浴や食事などのサービスを受ける

要介護 通所介護(デイサービス)

通所介護事業所に通って入浴や食事の介助、機能訓練などが受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。



▼サービス費用のめやす

通常規模事業所利用の場合 (7時間以上8時間未満)	要介護1	668円
	要介護2	788円
	要介護3	913円
	要介護4	1,038円
	要介護5	1,164円

※食事、日常生活費は別途かかります。
※費用は事業所の種類・サービスによって異なります。

日帰りで施設に通ってリハビリする

要介護 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられます。



▼サービス費用のめやす

通常規模事業所利用の場合 (7時間以上8時間未満)	要介護1	775円
	要介護2	919円
	要介護3	1,064円
	要介護4	1,236円
	要介護5	1,403円

※個別のリハビリを行った場合は加算あり ※食事、日常生活費は別途かかります。

要支援 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられるほか、その人の目標に合わせたサービスを提供します。

▼サービス費用のめやす

1か月あたり	要支援1	2,307円
	要支援2	4,300円

※食事、日常生活費は別途かかります。

自宅で医師などから指導・管理を受ける

要介護 居宅療養管理指導

要支援 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、医学的な管理や指導が受けられます。

▼サービス費用のめやす

医師による指導(1か月に2回まで)	515円
歯科医師による指導(1か月に2回まで)	517円
薬局の薬剤師による指導(1か月に4回まで)	518円

特定の施設に入居している人が利用するサービス

有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのうち、介護保険の指定を受けた施設に入居している人が受けるサービスです。
食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



要介護 特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり	要介護1	550円
	要介護2	618円
	要介護3	689円
	要介護4	755円
	要介護5	825円

要支援 介護予防特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり	要支援1	186円
	要支援2	318円

※食費、居住費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の人が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の人が利用できるサービス

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

契約するときの注意点・
サービスに苦情や不満が
あるとき

介護保険で利用
できるサービス

利用者負担に
ついて

介護予防・日常生活
支援総合事業

高齢者相談センター
(地域包括支援センター)
とは

その他の
在宅サービス

一時的に介護ができないとき

要介護 短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (ユニット型個室・ユニット型個室的多床室)生活介護 (1日あたり)	要介護1	716円
	要介護2	786円
	要介護3	862円
	要介護4	934円
	要介護5	1,004円
介護老人福祉施設 (従来型個室)生活介護 (1日あたり)	要介護1	614円
	要介護2	684円
	要介護3	758円
	要介護4	829円
	要介護5	899円
介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり)	要介護1	614円
	要介護2	684円
	要介護3	758円
	要介護4	829円
	要介護5	899円

介護老人保健施設 (ユニット型個室・ユニット型個室的多床室)療養介護 (1日あたり)	要介護1	848円
	要介護2	896円
	要介護3	962円
	要介護4	1,017円
	要介護5	1,071円
介護老人保健施設 (従来型個室)療養介護 (1日あたり)	要介護1	764円
	要介護2	813円
	要介護3	876円
	要介護4	931円
	要介護5	985円
介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり)	要介護1	842円
	要介護2	893円
	要介護3	958円
	要介護4	1,011円
	要介護5	1,067円

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

要支援 介護予防短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

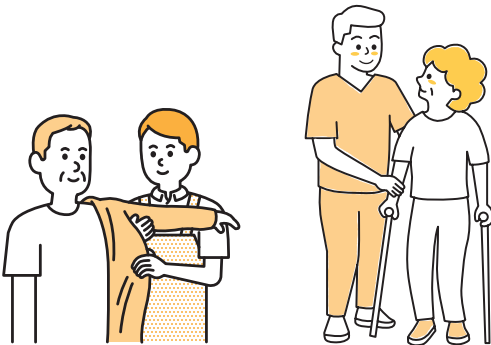
介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

介護老人福祉施設 (ユニット型個室・ユニット型個室的多床室)生活介護 (1日あたり)	要支援1	538円
	要支援2	668円
介護老人福祉施設 (従来型個室)生活介護 (1日あたり)	要支援1	459円
	要支援2	571円
介護老人福祉施設 (併設型・多床室)生活介護 (1日あたり)	要支援1	459円
	要支援2	571円

介護老人保健施設 (ユニット型個室・ユニット型個室的多床室)療養介護 (1日あたり)	要支援1	633円
	要支援2	800円
介護老人保健施設 (従来型個室)療養介護 (1日あたり)	要支援1	588円
	要支援2	737円
介護老人保健施設 (基本型・多床室)療養介護 (1日あたり)	要支援1	622円
	要支援2	785円

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。



地域密着型サービス

要介護度が比較的高い状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるようにするためのサービスです。
原則として、事業所が所在する市町村の住民だけがサービスを利用できます。費用は施設などの体制などによって異なります。

※利用者負担 1 割の場合の費用です。令和6年4月1日現在の費用額のめやす

要介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が綿密に連携しながら、定期的な訪問サービスと随時の対応を行う訪問サービスが受けられます。

▼サービス費用のめやす

一体型 (訪問看護サービスを利用する場合) (1か月あたり)	要介護1	8,113円
	要介護2	12,674円
	要介護3	19,346円
	要介護4	23,849円
	要介護5	28,893円

要介護

地域密着型通所介護(デイサービス)

小規模なデイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用のめやす

小規模な通所介護(1回) (7時間以上8時間未満の場合)	要介護1	764円
	要介護2	903円
	要介護3	1,047円
	要介護4	1,189円
	要介護5	1,331円

難病やがん末期の人などが、常時看護師による観察がある環境で、入浴・排せつ・食事の介助や日常生活上の支援などを受けられます。

▼サービス費用のめやす

療養通所介護 (1か月あたり)	要介護1～5	12,964円
--------------------	--------	---------

※食費などは別途かかります。

使用している
マークの意味

要介護

要介護 1 ～ 5 の人が利用できるサービス

要支援

要支援 1 ・ 2 の人が利用できるサービス

要介護

認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

要支援

介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された人が、デイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などを受けられます。

▼サービス費用のめやす ※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

単独型(1回あたり) (7時間以上8時間未満の場合)	要支援1	876円
	要支援2	978円
	要介護1	1,011円
	要介護2	1,121円
	要介護3	1,231円
	要介護4	1,342円
	要介護5	1,452円

要介護

小規模多機能型居宅介護

要支援

介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事の介助、調理・洗濯・掃除などの家事、健康状態の確認や機能訓練など多機能なサービスが受けられます。

▼サービス費用のめやす ※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

1か月あたり	要支援1	3,509円
	要支援2	7,091円
	要介護1	10,636円
	要介護2	15,632円
	要介護3	22,740円
	要介護4	25,097円
	要介護5	27,672円

要介護

看護小規模多機能型居宅介護

介護度が高く、医療ニーズの高い人に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護が受けられます。

▼サービス費用のめやす ※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

1か月あたり	要介護1	12,659円
	要介護2	17,711円
	要介護3	24,898円
	要介護4	28,238円
	要介護5	31,942円

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

要介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

要支援 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の人が共同生活住居(グループホーム)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。

▼サービス費用のめやす ※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

ユニット数 1つの場合 (1日あたり)	要支援1	利用できません
	要支援2	772円
	要介護1	776円
	要介護2	813円
	要介護3	836円
	要介護4	853円
	要介護5	871円

要介護3以上 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)

※要介護1または2の人は、やむを得ない理由があると認められた場合のみ入所が可能です。

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所して、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の世話などが受けられます。

▼サービス費用のめやす ※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

ユニット型個室の場合 (1日あたり)	要介護1	692円
	要介護2	764円
	要介護3	840円
	要介護4	914円
	要介護5	985円

要介護 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回訪問又は随時の訪問により、入浴・排せつ・食事の介助や緊急時の対応などが受けられるサービスです。

サービス費用のめやす▶ 1か月あたり 1,010円

要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた定員29人以下の有料老人ホームなどに入居して、食事・排せつ・食事の介助、洗濯掃除などの家事、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられるサービスです。

サービス費用のめやす▶

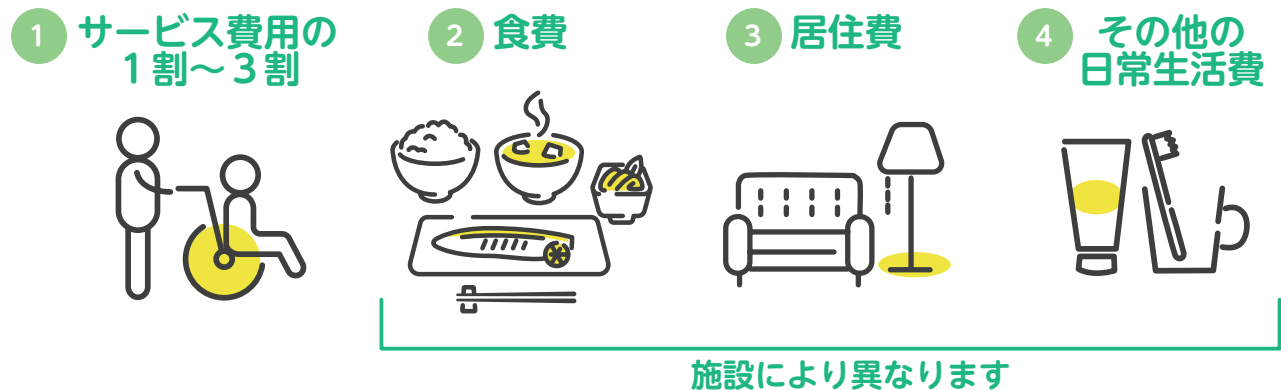


1日あたり	要介護1	554円
	要介護2	623円
	要介護3	695円
	要介護4	761円
	要介護5	832円

施設サービス

施設サービスの利用者は、サービス費用の1～3割に加え、食費・居住費・日常生活費などを自己負担します。費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。入所した施設によって金額が異なる場合がありますので、詳しくは入所を希望する施設に直接問い合わせてください。

※市町村民税非課税者などは、食費・居住費が減額となる制度があります。詳細はP.33へ



費用の例：施設を1ヶ月(30日)利用した場合 <要介護3>

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の場合

・多床室では			
利用料(1日)	743円～×30日=22,290円	施設により 異なります	合計 87,090円～
食費(1日)	1,445円～×30日=43,350円		
居住費(1日)	715円～×30日=21,450円		
	その他の日常生活費など		
・ユニット型個室では			
利用料(1日)	827円～×30日=24,810円	施設により 異なります	合計 130,140円～
食費(1日)	1,445円～×30日=43,350円		
居住費(1日)	2,066円～×30日=61,980円		
	その他の日常生活費など		

●介護老人保健施設(老健)の場合

・多床室では			
利用料(1日)	921円～×30日=27,630円	施設により 異なります	合計 84,090円～
食費(1日)	1,445円～×30日=43,350円		
居住費(1日)	437円～×30日=13,110円		
	その他の日常生活費など		
・ユニット型個室では			
利用料(1日)	926円～×30日=27,780円	施設により 異なります	合計 133,110円～
食費(1日)	1,445円～×30日=43,350円		
居住費(1日)	2,066円～×30日=61,980円		
	その他の日常生活費など		

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

契約するときの注意点・
サービスに苦情や不満が
あるとき

介護保険で利用
できるサービス

利用者負担に
ついて

介護予防・日常生活
支援総合事業

高齢者相談センター
(地域包括支援センター)
とは

その他の
在宅サービス

居室 (部屋タイプ) について

ユニット型個室	ユニット(10 名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している個室
ユニット型個室的多床室	室内は、天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、ユニット(10 名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している居室
従来型個室	リビングを併設していない個室
多床室	4 人部屋などの個室以外の居室(相部屋)

※利用者負担 1 割の場合の費用です。令和6年4月1日現在の費用額のめやす

要介護 3 ～ 5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

※要介護 1 または 2 の人は、やむを得ない理由があると認められた場合のみ入所が可能です。入所できるのは、身体上または精神上著しい障がいがあるため、常に介護が必要で、自宅では介護できない人です。入所した要介護者は、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話や健康管理を受けられます。また、少人数の家庭的な雰囲気の中で、サービスの提供を行う施設もあります。(ユニットケア)

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室・ ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護1	680円
	要介護2	751円
	要介護3	827円
	要介護4	899円
	要介護5	969円
従来型個室 (1日あたり)	要介護1	598円
	要介護2	669円
	要介護3	743円
	要介護4	814円
	要介護5	884円
多床室 (1日あたり)	要介護1	598円
	要介護2	669円
	要介護3	743円
	要介護4	814円
	要介護5	884円

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護 1 ～ 5 の人が利用できるサービス

要介護 介護老人保健施設(老健)

入所できるのは、病状が安定し、在宅生活への復帰を目指したりリハビリに重点をおいた介護が必要な人です。入所した要介護者(要介護 1 ～ 5 に認定されている人)は、医学的な管理のもとでの看護やリハビリ、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話を受けられます。

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。

サービス費用のめやす▶



ユニット型個室・ ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護1	814円
	要介護2	860円
	要介護3	926円
	要介護4	982円
	要介護5	1,033円
従来型個室 (1日あたり)	要介護1	727円
	要介護2	774円
	要介護3	840円
	要介護4	896円
	要介護5	945円
多床室 (1日あたり)	要介護1	805円
	要介護2	855円
	要介護3	921円
	要介護4	975円
	要介護5	1,027円

要介護 介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な人が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。医療ニーズの高い要介護者 を対象とするⅠ型と、比較的容態が安定した要介護者を対象とするⅡ型があります。

サービス費用のめやす▶



ユニット型個室・ ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護1	862円
	要介護2	974円
	要介護3	1,216円
	要介護4	1,319円
	要介護5	1,412円
従来型個室 (1日あたり)	要介護1	731円
	要介護2	844円
	要介護3	1,085円
	要介護4	1,189円
	要介護5	1,281円
多床室 (1日あたり)	要介護1	845円
	要介護2	957円
	要介護3	1,199円
	要介護4	1,301円
	要介護5	1,395円

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

契約するときの注意点・
サービスに苦情や不満が
あるとき

介護保険で利用
できるサービス

利用者負担に
ついて

介護予防・日常生活
支援総合事業

高齢者相談センター
(地域包括支援センター)
とは

その他の
在宅サービス

生活環境を整えるサービス

福祉用具の貸与

次の13種類が貸し出しの対象ですが、要介護度によって利用できる用具が異なります。

- 利用できる。
- × 原則として利用できない。
- ▲ 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援 1・2	要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
・手すり(工事をとまなわないもの) ・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ	○	○	○	○
・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	×	○	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○	○

■費用のめやす

- 貸出料の1割から3割が自己負担です。貸出料は用具の種類や事業所によって異なります。
- 月々の「在宅サービス」支給限度額の範囲内で利用できます。
- ・自分に合った用具を借りるために、ケアマネジャー、高齢者相談センター(地域包括支援センター)、介護保険課、各支所市民サービス課の窓口にご相談しましょう。
- ・商品ごとに全国平均貸与価格が公表されており、上限額が設定されています。

特定福祉用具購入

購入費支給の対象は、次の9種類です。

- ・腰掛便座 ・自動排せつ処理装置の交換部品 ・排泄予測支援機器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分 ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ

【※令和6年4月1日より、スロープ、歩行器、歩行補助つえは貸与と販売の選択制になりました。】

■費用のめやす

- 購入費の1割から3割が自己負担であり、同一年度(4月1日から翌年3月31日)で10万円の限度額です。10万円までの購入費に関して、7～9割の金額が支給されます。

■支払い方法

償還払い…利用者は販売業者に、購入費の全額を支払います。申請後、対象額の7～9割の金額が利用者に支給されます。
受領委任払い…利用者は販売業者に、購入費のうち自己負担分(1～3割)の金額を支払います。申請後、業者に対象額の7～9割が支給されます。

※ただし、以下のいずれかにあてはまる場合、受領委任払いは利用できません！

①介護保険料に滞納がある。 ②介護認定の新規申請中で、認定結果が出る前に特定福祉用具を購入した。

- ・指定事業所での購入のみが対象になります。(事業所には福祉用具専門相談員がいます)
- ・同一品目(同じ用途のもの)を複数購入することは原則できません。
- ・自分に合った用具を購入するために、ケアマネジャー、高齢者相談センター(地域包括支援センター)、介護保険課、各支所市民サービス課の窓口にご相談しましょう。

住宅環境を整備するサービス

住宅改修

要介護
1～5
要支援
1・2

心身が不自由な状態になっても、自宅で暮らし続けられるように行う小規模な工事について、費用の一部が支給される制度です。

支給の対象は、次の6種類の工事です。

- ①手すりの取り付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥上記①～⑤に付帯して必要となる工事

■費用のめやす

- 工事費の1割から3割が自己負担であり、原則として、生涯で20万円の限度額となります。(例：20万円までの工事費が対象になるため、負担割合が1割の被保険者自宅にスロープ設置工事をし、21万円かった場合、限度額の9割である18万円が支給され、残りの3万円が自己負担となります)

■支払い方法

償還払い…利用者は販売業者に、工事費の全額を支払います。申請後、対象額の7～9割が利用者に支給されます。

受領委任払い…利用者は販売業者に、工事費のうち自己負担分の金額を支払います。

申請後、業者に対象額の7～9割が支給されます。

※ただし、以下のいずれかにあてはまる場合、受領委任払いは利用できません！

- ①介護保険料に滞納がある。
- ②介護認定の新規申請中で、認定結果がまだ出ていない。
- ③入院中・入所中で、被保険者証の住所に実際に住んでいない。
- ④引越し等の都合で、被保険者証の住所と異なる場所の建物をあらかじめ改修しようとしている。

住宅改修利用の手順

保険給付される
までの流れ

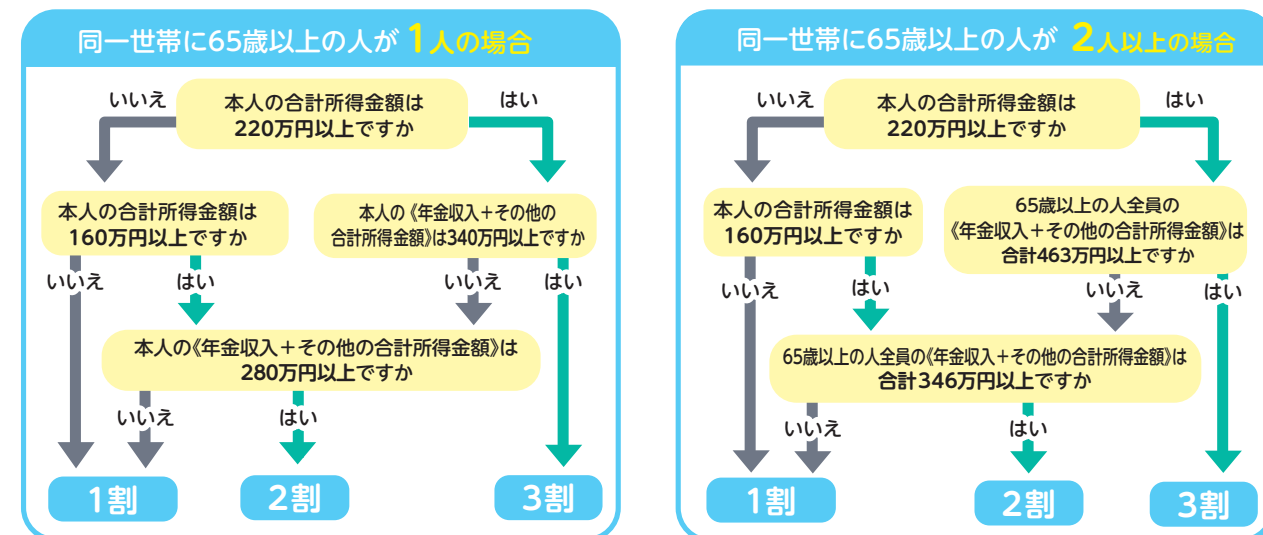
- ①ケアマネジャーや高齢者相談センター(地域包括支援センター)等に相談します。
- ②市役所介護保険課または各支所市民サービス課に申請をします。(申請の確認が済んだら、確認済み通知が発送されます。)
- ③上記の確認済み通知が手元に届いたら、工事を始めます。
- ④工事が終わったら、施工業者に費用を支払った後に、市役所介護保険課または各支所市民サービス課に完了報告をします。
- ⑤審査のうえ、口座振り込みにより給付金をお支払いします。(振り込む前に、通知が郵送されます。)

第6章 利用者負担について

費用の支払い

利用者負担割合判定の流れ

介護(予防)サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載される利用者負担割合に応じて、サービス費用の1割～3割を事業者に支払います。利用者負担割合は、サービスを利用する人の所得や世帯構成によって判定されます。



● 65歳未満の人、住民税非課税の人、生活保護受給者は1割負担となります。

利用者負担額の例(目安)

要介護1、利用者負担割合が1割の人が、月15万円分の介護サービスを利用した場合・・・

支給限度額 167,650円

介護サービス費用額 150,000円

介護保険より給付
135,000円

利用者負担額
15,000円

※ 利用者負担額のほかに、食費、日常生活費などは全額自己負担となります。

支給限度額

要介護度ごとに、介護保険が利用できるサービス費用の限度額が決められています。

要介護状態区分	居宅サービスの支給限度額(1か月)
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,765単位
要介護2	19,705単位
要介護3	27,048単位
要介護4	30,938単位
要介護5	36,217単位

※限度額を超えて介護サービスを利用した場合は、超えた分の費用は全額自己負担となります。

高額介護サービス費

在宅サービス(福祉用具購入費、住宅改修費を除く)及び施設サービス(居住費等、食費を除く)における1か月の利用者負担額(1割～3割)が、一定金額(上限額)を超えたときは、超えた分が払い戻されます。上限額は所得に応じて下表のとおり設定されており、対象となる人には市から申請書が送付されます。支給を受けるためには申請書の提出が必要です。

負担区分	利用者負担上限額(1ヶ月)
住民税課税世帯(同一世帯の65歳以上の課税所得額で判定)	
課税所得 690万円(年収1,160万円)以上の人がある世帯	世帯 140,100円
課税所得 380万円(年収約770万円)以上、課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満の人がある世帯	世帯 93,000円
上記に該当しない住民税課税世帯	世帯 44,400円
住民税非課税世帯	世帯 24,600円
本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計金額が80万円以下の人	個人 15,000円
高齢福祉年金の受給者	世帯 24,600円
生活保護の受給者	世帯 15,000円

○「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います。

利用者負担額を軽減するために

介護保険では、所得が少ない人でも介護(予防)サービスを利用しやすくするために、さまざまな支援対策があります。

特定入所者介護(予防)サービス費(介護保険負担限度額認定)

低所得者の人の介護保険施設サービス、短期入所サービスを利用するときの居住費(滞在費)、食費の利用者負担額を軽減します。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

申請および提示が必要です！

特定入所者介護サービス費を受けるためには、市に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。対象になる人に「介護保険負担限度額認定証」を発行しますので、施設等へ提示してください。なお、有効期間は申請された月から次の7月末までです。

基準費用額(1日あたり)

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額(施設が定める居住費及び食費が基準額を下回る場合、施設の定める額と自己負担額の差額が支給されます。)

居住費				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	1,445円
2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円(915円)	

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合です。

令和6年8月からの負担限度額(1日あたり)

対象となる人は以下の条件を満たす人です。

- 被保険者本人、配偶者、被保険者と同一世帯の人全員が住民税非課税である
- 被保険者本人及び配偶者の預貯金等の資産(下記の表参照)の合計金額が、所得の状況に応じた要件の金額以下である

利用者負担段階		預貯金等の資産の状況※1	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額※3
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※2	多床室	
第1段階	生活保護受給者	要件なし					
	高齢福祉年金受給者	単身: 1,000万円 夫婦: 2,000万円	880円	550円	550円(380円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	880円	550円	550円(480円)	430円	390円【600円】
第3段階①		前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円【1,000円】
第3段階②		前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の人	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円【1,300円】

※1 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、単身: 1,000万円、夫婦: 2,000万円

※2 介護老人福祉施設を利用した場合は()内の金額です

※3 短期入所生活介護を利用した場合は【 】内の金額です

※4 「世帯全員」には、世帯分離している配偶者や内縁関係の人も含みます。

※5 「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額」を用います。

●虚偽の申告により、不正に支給を受けた場合には支給された額および最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

第7章 介護予防・日常生活支援

総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があり、その人の状態に応じて利用できるサービスが決まります。



介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2 **事業対象者** の人が利用できるサービス

(できることはできるだけご本人が行いながら、できない部分をお手伝いしてもらいます)

※利用者負担 1 割の場合の費用です。 令和6年4月1日現在の費用額のめやす

名称		サービス内容	
訪問型サービス	介護予防訪問型サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、買物や調理、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行います。身体介護・生活援助の区別はありません。乗車・降車等の介助は利用できません。 ◆サービス費用のめやす(1か月につき) 週1回程度の利用 事業対象者・要支援1・2 1,201円 週2回程度の利用 事業対象者・要支援1・2 2,399円 週2回を超える程度の利用 要支援2 3,806円	
	基準緩和訪問型サービス	ホームヘルパー又は市が定める研修修了者が行う生活援助に特化したサービスです。身体介護は行いません。 ◆サービス費用のめやす(1か月につき) 週1回の利用 事業対象者・要支援1・2 989円 週2回の利用 事業対象者・要支援1・2 1,977円 週3回の利用 要支援2 2,965円	
通所型サービス	通所施設に通い、運動や交流、レクリエーションを通して介護予防に取り組みます。 ◆サービス費用のめやす(1か月につき) (共通的サービス)※送迎を含む (主な選択的サービス) 事業対象者・要支援1 1,824円 栄養改善 203円 要支援2 3,672円 口腔機能向上(Ⅰ) 153円 (Ⅱ) 163円 生活機能向上グループ活動 102円 一体的サービス提供 487円		

一般介護予防事業

高齢になっても住み慣れた地域で生活続けられるよう、一人ひとりが介護予防を意識し継続的に取り組むことが大切です。

元気に年を重ねながら自分らしく地域で暮らし続けるため、人との交流を続けながら自分なりの介護予防に取り組みましょう。

事業名	サービス内容
介護予防サポーター養成研修	介護予防についての知識を地域で広めてくれる人を養成します。
高齢者介護支援ボランティア事業	介護保険施設等でボランティア活動すると、実績に応じてポイントがもらえます。
介護予防講座(脳若トレーニング講座)	認知機能の維持・向上をめざし、脳の若返りや参加者同士の交流を図る楽しい講座です。
健康講座	団体を対象に依頼のあった場に出向いて、介護予防や認知症予防についてお話しします。
ふれあいの居場所づくり事業	年齢や性別を問わず、地域住民の誰もが集うことができる交流の場「ふれあいの居場所」づくりを推進しています。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域での介護予防をより効率的に行うため、住民集いの場にリハビリテーション専門職を派遣します。

認知症初期集中支援チーム

認知症は誰がかかる可能性のある病気です。認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるように、市では、認知症初期集中支援チームを配置し、本人の状態にあわせて、適切な医療・介護サービスに繋げるための支援を行っています。医師・看護師・社会福祉士・介護福祉士などがチーム員となって家庭を訪問し、対応方法などの助言を行います。

認知症初期集中支援チームの申込みや、認知症についての困りごとなど、まずはお住まいの地域を担当する高齢者相談センターへご相談ください。

認知症高齢者見守り事業

認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、認知症を正しく理解する認知症サポーターを養成しています。

事業名	サービス内容
認知症サポーター養成講座	認知症を正しく理解し、本人や家族の支援者となる人を養成します。
「認知症サポーターのいるお店」登録事業	認知症サポーター養成講座を受講した認知症を理解する従業員がいるお店です。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

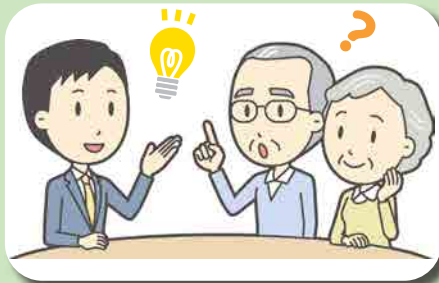
第8章 高齢者相談センター(地域

包括支援センター)とは

高齢者相談センター(地域包括支援センター)には、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、主に4つの業務があります。これらについて、保健・福祉・介護の専門職と協力して、高齢者のみなさんを総合的に支援します。

4つの面から地域を支えます

総合相談支援業務



相談や悩みにお応えします

高齢者のみなさんやご家族、地域の人からの相談や悩みにお応えし、情報の提供やサービスの紹介をします。介護や健康のことだけでなく、生活全般についてなんでもご相談ください。

権利擁護業務



高齢者のみなさんの権利を守ります

安心して日常生活を送れるよう、高齢者のみなさんの権利を守る取組みをします。たとえば、成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の未然防止などに対応します。

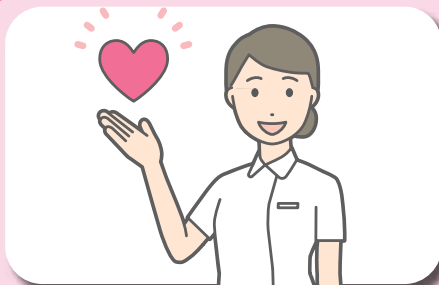
介護予防ケアマネジメント業務



自立して暮らせるよう支援します

高齢者のみなさんが自立して生活できるように、生活のしかたやサービスの利用などについて助言・紹介するなど、みなさんの今の状態に合った健康づくりや介護予防のお手伝いをします。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務



地域の連携・協力体制を支えます

高齢者のみなさんが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、ケアマネジャーの指導・支援など、地域のさまざまな機関・専門家と連携・協力できる体制づくりに取り組みます。

高齢者相談センターは、高齢者の抱える心配ごとや認知症に関すること、権利を守ること、介護保険に関する相談などの総合相談窓口です。

お住まいの地域により、担当する高齢者相談センターが決まっています。電話や来所で安心して気軽に相談してください。相談は無料です。

相談日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

名称	所在地 電話番号	担当行政区
高齢者相談センター 北・三郷	大手町1-1 (美原診療所東側) ☎27-4548	曲輪町、大手町、平和町、若葉町(一区)、喜多町、宗高町、柳原町、寿町、西田町、華蔵寺町、堤西町、堤下町、八幡町、末広町、乾町、波志江町、安堀町、太田町
高齢者相談センター 南・茂呂	今泉町二丁目410 (市役所本館1階) ☎27-2745	本町、中央町、緑町、三光町、若葉町(二区)、上泉町、八坂町、今泉町一丁目・二丁目、粕川町、北千木町、南千木町、茂呂町一丁目・二丁目、美茂呂町、ひろせ町、茂呂南町、新栄町
高齢者相談センター 殖蓮	豊城町2780-2 (特別養護老人ホーム ロータスヴィレッジ内) ☎27-5039	三和町、本関町、鹿島町、上植木本町、豊城町、上諏訪町、日乃出町、昭和町、宮前町、東本町、下植木町
高齢者相談センター 宮郷	連取町528-1 (モスバーガー駐車場 南西) ☎23-6100	稲荷町、宮子町、連取本町、連取元町、連取町、田中島町、田中町、東上之宮町、西上之宮町、宮古町
高齢者相談センター 名和	葦塚町11 (恵風荘デイサービス センター内) ☎20-7575	葦塚町、阿弥大寺町、今井町、山王町、堀口町、中町、柴町、戸谷塚町、福島町、八斗島町
高齢者相談センター 豊受	馬見塚町1196-1 (特別養護老人ホーム ゆたか内) ☎27-7703	除ヶ町、大正寺町、富塚町、下道寺町、馬見塚町、長沼町、上蓮町、下蓮町、国領町、飯島町、羽黒町
高齢者相談センター 赤堀	間野谷町135-1 (介護老人保健施設 旭ヶ丘内) ☎63-1500	西久保町一丁目・二丁目・三丁目、曲沢町、赤堀鹿島町、間野谷町、香林町一丁目・二丁目、野町、磯町、西野町、赤堀今井町一丁目・二丁目、下触町、五目牛町、市場町一丁目・二丁目、堀下町
高齢者相談センター 東	三室町4014-20 (大井戸診療所西側) ☎75-5966	小泉町、平井町、東小保方町、東町、八寸町、三室町、田部井町一丁目・二丁目・三丁目、国定町一丁目・二丁目、上田町、西小保方町
高齢者相談センター 境	境百々421 (鶴谷病院敷地内 別館西棟) ☎74-8039	境東、境、境萩原、境百々東、境百々、境美原、境中島、境西今井、境上矢島、境伊与久、境木島、境下淵名、境上淵名、境東新井、境保泉、境保泉一丁目、境上武士、境下武士、境小此木、境島村、境平塚、境新栄、境米岡、境栄、境女塚、境三ツ木

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

第9章 その他の在宅サービス

高齢者のためのその他の在宅サービス

市では高齢者に対して様々なサービスを提供しております。

※令和6年4月1日現在のサービスです。

NO	事業	内容	対象者・条件等	備考
1	給食サービス事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	週2回を限度に定期的に自宅を訪問して栄養バランスのとれた食事(昼食のみ)を配達し、安否確認も行う。※利用者の全額負担で、追加は可能。 ※令和4年度から配食業者が選択可能	調理が困難なひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯	1食 670円～ 市負担額 370円 利用者負担額 300円～
2	布団乾燥等事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	高齢者が使っている布団の乾燥、丸洗いをを行い、衛生的で快適な生活を維持する。	著しく寝具の手入れが困難なひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯	利用者負担なし 布団乾燥 年間10回 丸洗い(7・12月) 年間2回
3	緊急通報装置貸与事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	持病の急変などの緊急事態が発生した場合に、通報装置のボタンを押すことにより、警備会社へとつながり、速やかに高齢者の安全を確保する緊急通報装置を貸与する。	身体上の慢性疾患、障害等により日常生活に常時見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等	利用者負担なし ※固定電話の回線が必要
4	見守りライト (通信機能付き電球) 貸与事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	LED電球と通信機能が一体となった「ハローライト」を貸与する。自宅の電球と交換するだけで見守りサービスが利用可能。電球に点灯／消灯の動きが24時間に一度もない場合、家族等に異常検知メールを送信する。家族等の依頼により、委託業者が自宅を代理訪問し安否確認をする。	①ひとり暮らし高齢者 ②高齢者のみの世帯の人で、日常生活に不安がある人 ※緊急通報装置貸与事業利用者を除く ※同一敷地内または同一建物内に65歳未満の親族等が居住している場合は対象外	利用者負担なし ※電気代は自己負担
5	日常生活用具給付事業(マイサポ事業) 高齢政策課 ☎ 27-2752	自分らしい在宅生活の応援と自助(マイサポート)の支援を目的として、日常生活の便宜を図るシルバーカー、入浴補助用具、電磁調理器を現物給付する。	①シルバーカー：要介護1以下で、シルバーカーを使用することにより歩行の安定を図れる人 ②入浴補助用具：介護保険の認定を受けておらず、入浴動作に困難がある人 ③電磁調理器：防火に配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	利用者負担 原則として購入価格の3割
6	紙おむつ等支給事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	寝たきり等の高齢者でおむつを必要としている人に、紙おむつや尿取りパッドを支給する。 市民税非課税世帯の人には紙おむつや尿取りパッドのほかにも、使い捨てタオル等の介護用品も支給可能。 (支給方法：毎月自宅へ配達)	在宅の高齢者で、要介護4以上の人、又は重度認知症で要介護3以上と認定された人	利用者負担なし 支給額 上限額4,560円／月 市民税非課税世帯の人は、 上限額7,590円／月 (介護用品は3,030円以内)
7	介護慰労金支給事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	寝たきりや、認知症高齢者を在宅で1年以上にわたり介護する人に、介護慰労金を支給する。 該当する人には、市が通知します。(毎年12月頃) 判定期間：前年8月1日～本年7月31日	左記の1年間を通して要介護4又は5で、入院等で在宅を離れた期間が120日以下である人を介護する人	支給額 100,000円 ※毎年3月に支給
8	はり・きゅう・マッサージ 施術費助成事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	はり・きゅう・マッサージ施術を必要とする人に受療券を交付する。	高齢者	1枚1,000円の受療券を年間5枚交付 ※健康保険等で受療の場合は利用できない。 利用者負担 助成額を控除した額
9	訪問理美容サービス事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	心身の障害、傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者が、自宅で理美容サービスを受けるための費用の一部を助成する。	理髪店や美容院に出向くことが困難な原則として要介護3以上の高齢者	1枚3,000円の理美容利用券を年間4枚交付 (申請月で交付枚数が異なる) 利用者負担 助成額を控除した額
10	タクシー利用料金助成事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	在宅の高齢者が、通院、買い物等の外出の際に、タクシーを利用する場合、その運賃の一部を助成する。	①運転免許証を所有しない満65歳～満70歳未満のひとり暮らしの人 ②運転免許証を所有しない満70歳以上の人	1枚400円の高齢者タクシー利用助成券を年間24枚交付 利用者負担 助成額を控除した額

※年齢が明記されていない場合、「高齢者」とは65歳以上の人をいいます。

NO	事業	内容	対象者・条件等	備考
11	エアコン購入費等補助事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	高齢者の熱中症による健康被害を未然に防ぐため、高齢者世帯のエアコンの購入及び設置に要する費用に対し、補助金を交付する。※購入・設置する前に申請が必要になります	①在宅の高齢者のみの世帯 ②エアコンが設置されていない住宅又は故障により使用できるエアコンがない住宅に、新たに新品のエアコンを購入して設置する世帯 ③世帯員全員が市民税非課税	補助額(1世帯1回限り) エアコンの購入及び設置費用の3/4 ※1,000円未満切捨 (上限額80,000円)
12	住宅改造費補助事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	高齢者の在宅生活の継続を目的として、高齢者の居住する家屋内等を改造する場合に補助金を交付する。補助対象とする工事は、家屋内等のバリアフリー工事とする。(新築及び老朽化による改築は対象外) ※着工前に申請が必要になります	①要支援1～要介護1 ⇒住民税非課税のひとり暮らし又は高齢者世帯 ②要介護2以上 ⇒生計中心者の住民税(所得割)額16万円未満	補助額(1世帯1回限り) 対象となる改造経費の5/6 (上限額300,000円) ※1,000円未満切捨
13	介護用車両購入費 補助事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	寝たきり等の要介護高齢者を同乗させて、通院等をする場合に使用する、車いす仕様車両の購入又は改造に対し、補助金を交付する。 ※購入または改造前の申請が必要です	日常的に車いすを使用しているか、その使用が見込まれる高齢者を介護している家族	補助額(1世帯1回限り) ①新車購入の場合 上限額 50,000円 ②中古車購入の場合 上限額 30,000円 ③改造の場合 改造費用の1/2(上限額50,000円)
14	特殊詐欺対策自動通話 録音装置貸与事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	自宅の固定電話に取り付けて使用する自動通話録音装置を貸与し、振り込め詐欺などの特殊詐欺対策を行う。	高齢者のみの世帯に属する人 ※緊急通報装置貸与事業利用者を除く	利用者負担なし
15	特殊詐欺対策電話機等 購入費補助事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	電話を用いた振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害を未然に防止するための電話機等を購入する費用に対し、補助金を交付する。	60歳以上の高齢者のみの世帯に属する人 ※NO14の貸与を受けたことがある人は対象外	補助額(1世帯1回限り) 購入金額の1/2 ※100円未満切捨 (上限額5,000円)
16	ミニデイサービス事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	活動援助員により、ひとり暮らし高齢者等に対して、行政区内の公民館等で創作活動などの介護予防サービスとともに給食サービスを提供する。(行政区へ委託し実施)	ひとり暮らし高齢者等	利用者負担200円 ※ISECA会員登録者には100ポイント／回付与(複数回参加が条件)
17	医療カード設置事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	自宅で体調不良等による緊急時に、救急隊等に情報提供するために、氏名、住所のほか医療情報(かかりつけ医・常用している薬等)や緊急連絡先などを記入したカードを冷蔵庫のドアに貼っておくもの。	ひとり暮らし高齢者等	利用者負担なし
18	認知症高齢者等見守り サービス(GPS貸与) 地域包括支援センター ☎ 27-2745	GPS機器を貸与し、高齢者等が行方不明になった場合に、電話やインターネットで家族が現在位置を確認できるサービス。 ※植込み型心臓ペースメーカーを装着されている人は利用不可	40歳以上で認知症等により行方不明になるおそれのある人を在宅で介護している家族	加入料金・基本料金(月額)・付属品代は市が負担しますが、サービスにより一部費用の負担がある場合があります。
19	認知症高齢者等見守り 事前登録制度 地域包括支援センター ☎ 27-2745	認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録し、行方不明となった際に早期発見、保護できるように取り組む制度。	40歳以上で認知症等により行方不明になるおそれのある人	・利用者負担なし ※対象者の写真1～2枚が必要です。 ・登録された情報は、警察等の関係機関と共有します。
20	特殊寝台等貸与支援事業 介護保険課 ☎ 27-2743	要介護認定申請後、福祉用具(特定の種類)の暫定利用をしたが、認定調査前に死亡してしまい、認定にいたらなかった場合、福祉用具レンタル費用の介護給付相当分を助成する。	・認定調査前に死亡 ・がん末期であること(医学的知見に基づき、回復の見込がないと判断された人)	
21	在宅緩和ケア助成金 支給事業 介護保険課 ☎ 27-2743	がん末期の人が在宅療養をする場合、被保険者1人につき、一律3万円を助成する。	・要支援または要介護認定の有効期間中、もしくは要支援・要介護認定申請をしていること ・がん末期患者で在宅療養の期間があること	支給は被保険者1人につき、1回限り

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

契約するときの注意点・サービスに苦情や不満があるとき

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス

MEMO

MEMO

伊勢崎市の 生前整理 出張買取 お部屋の片づけ

生前整理

出張買取

買取相談

お部屋の
片づけ

衣類の
買取

貴金属の
買取

こんなお悩みございませんか？

- ✓ 忙しくて作業時間がない
- ✓ 遠方のため自分で整理ができない
- ✓ 価値がある物なのか知りたい などなど。

お気軽にお問い合わせください。

0270-61-7870

受付時間 10:00～19:00

買取大吉 西友伊勢崎茂呂店

群馬県伊勢崎市南千木町5202番地3

<https://daikichi-isesaki.jp/>

古物商許可証番号 群馬県公安委員会第 421092022112 号



てんとうむしのように「関わるすべての方に幸せと元気を届けたい。」

ケアプランセンター てんとうむし

利用者が住み慣れた地域でその方らしく生活できるよう、
地域住民や民生員様と連携し敏速に支援させていただきます。
また、利用者様を支えるご家族様の介護負担も軽減
できるようサポートし、親子関係を良好に築けるよう
支援させていただきます。

- ケアプランの作成
- 手続き代行・連絡調整・情報提供



合同会社天道虫

事業所番号:1070404726

群馬県伊勢崎市上蓮町674-14 ルミナスカミハス101 FAX:0270-27-4692

Mail:tentoumushi.r5.2.1@gmail.com URL:<https://hp.kaipoke.biz/1xy/>

0270-27-4691

営業時間 9:00～17:00



ライフヘルパー 便利こぞう

皆様の暮らしの
手助けをしています

日常のお手伝いから、所用が多く目まぐるしい、生活の転換期に頼れる助っ人として
多くのお客様から長くお付き合いをいただいております。

◀ あれこれ悩んだら、まずはお気軽にご相談ください ▶

空き家対策

雑草・庭木等お庭の手入れ、
近隣のクレーム対策、
修繕・改修・リフォーム
活用売却等のご相談

ゴミ屋敷

便利屋ならではの知識と経験
手のつけられないお宅も
まるっとスッキリ

生前整理

心と頭が元気なうちに
次の世代の負担軽減
定期的に長いお付き合いの
お客様も

なんでも査定

買取店やリサイクルショップでは
不可能な幅広い品目まで、独自の
仕組みで査定、時間とお金がかか
るお片付けが激安～無料まで！

特殊清掃

御本人は勿論、
近隣に配慮した作業で
ご家族等、一般の方では
難しい物件も

その他お困りごと

重たいものを運びたい、どう
進めたら良いかわからないこと、
人の手や知恵を借りたいこと、
何でもご相談ください。



家電類と不用品も



片付けも

見積もり・ご相談無料

24時間 365日受付



0120-988-529

ライフヘルパー
便利こぞう

伊勢崎市香林町 1-118-2
TEL: 0270-55-2516



◀ LINEはこちら
@benri-kozou

<https://benri-kozou.crayonsite.com/>

ライフヘルパー便利こぞう

検索





医療法人あづま会 大井戸診療所

かぎりある
いのち
だからこそありがとう

大井戸診療所
内科・精神科・心療内科

在宅包括サービス
おいど
(看護小規模多機能)

訪問看護
ステーション

ケアマネジメント
センター
(居宅介護支援)

認知症対応型
デイサービス
センター

いきいき
デイサービス

在宅医療

住み慣れた家庭や地域で身近な人にかこまれて、療養をしながら生活を送れるよう24時間体制で応援、サポートします

認知症

いつまでも、その人らしくを支えることを念頭に、認知症の方やそのご家族に寄り添いながら支援します

介護サービス

訪問や通所、そして泊りも可能な複合サービスを用意して、その方の状態にあわせて「看取り」まで支援します

医療法人あづま会

〒379-2234 群馬県伊勢崎市東小保方町 4008-1

0270-62-3333

【営業時間】 平日 / 9:00~18:00
土曜 / 9:00~12:00

【定休日】 日曜・祝日

【MAIL】 info@ooido.net



えんの旅

想いと縁を旅に。
あなたの“叶えたい”から創る、
新しい旅行サービス

えんの旅は、大切な人とのご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育んでいきます。

例えばこんな旅



1周忌や3周忌に。
大切な思い出の場所を
巡る旅

大切なご家族と過ごした懐かしい場所や、思い出の時間が待つ土地へ。初めて出会った場所やプロポーズの地、一緒に泊まった旅館など、旅をしながら故人を偲ぶ機会をおつくりいたします。



子どもたちへ
プレゼントする
三世代旅行

結婚や就職で遠くに離れて住むことになった息子・娘と旅行に行きたい「孫と一緒に旅行に行きたい」そんな風に思うことはありませんか？思い切ってお子さんたちへのサプライズ旅行を一緒に計画しましょう。思い出に残る旅をご支援いたします。



自分へのご褒美に！
一人旅行で
自由な自己発見旅

自分の「好き」を詰め込んだ旅行を、自分へのご褒美に。ワクワク感を満たし、新たな自分を発見してみませんか？

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもございます。季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。



まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ



(一社)全国旅行業協会正会員
東京都知事登録旅行業第2-8325号

0120-302-282

受付時間: 9:00~18:00 HP: <https://en-no-tabi.jp>

えんの旅



社会福祉法人 おおぎだ 特別養護老人ホームローズヒル 目指せ！生きがいサポート NO.1

特別養護老人ホーム
ローズヒル

短期入所
ローズヒルショートステイサービス

軽費老人ホーム
ケアハウス菜の花

デイサービス
茂呂デイサービスセンター

デイサービス
美茂呂デイサービスセンター

居宅介護支援事業所
茂呂居宅介護支援事業所

訪問介護
茂呂ヘルプサービスセンター



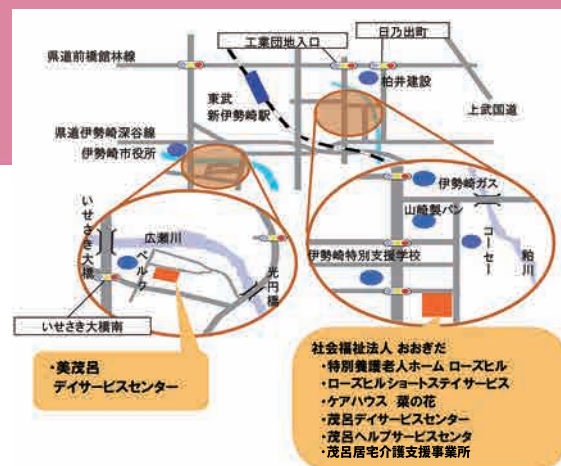
《理念》共生（きょうせい）共に生きる

私たちは、利用者、地域の住民の方たちとともに、
手を携えて地域福祉社会の創造に貢献する。



ホームページはこちら
<https://oogida.or.jp/>

案内図 →



介護相談・見学・利用の申し込みは、
各事業所の相談員までお問合せ下さい。



社会福祉法人おおぎだ
特別養護老人ホームローズヒル(130床)
〒372-0032 伊勢崎市北千木町 1126
TEL:0270-40-5106(代)



社会福祉法人おおぎだ
美茂呂 デイサービスセンター
〒372-0037 伊勢崎市美茂呂町 3705
TEL:0270-75-2170

いつまでも 自分の脚で 歩き続ける為に。



半日型リハビリ
デイサービス
送迎無料

介護保険を使って、
本格的なリハビリを。

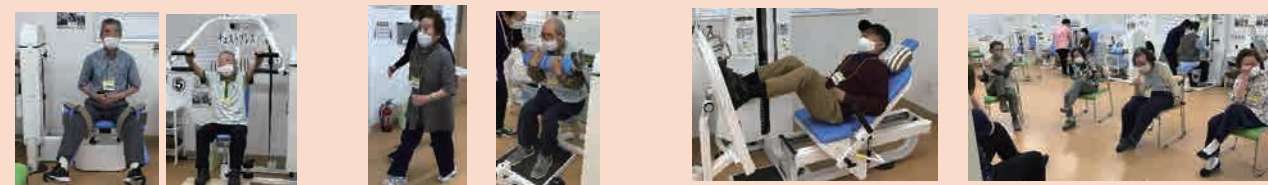


午前	内容	午後
9:00～	リハプライド到着 バイタルチェック(血圧・体温・脈拍)	13:30～
9:25～	ラジオ体操・みんなの体操・ストレッチ体操 ・口腔体操(準備体操)	13:55～
10:00～	マシントレーニング (6台全てを休憩・水分補給を行いながら)	14:30～
11:30～	バイタルチェック(血圧・脈拍)	16:00～
11:55～	座って太極拳(整理体操) とても好評いただいております！	16:25～
12:15～	送迎開始 ご自宅へ到着 お疲れ様でした	16:45～

ぜひ一度、 マシンを体験してみてください！



“軽い重さで安全なリハビリ・トレーニングマシン”を使用したパワーリハビリ
テーションを体験しませんか？
とても軽い負荷でおこなえます。お風呂に入るより体への負荷は少ないのです！
ご利用者様の身体機能・生活動作の回復をスタッフ全員で目指します。



・無理のない安全なリハビリが座ったままで行えます！
・ご利用者様の改善が何よりの喜びです◎
・ご利用者様に人気のイスに座ったままできる「太極拳」腕の上がらなかった太極拳も皆さんきれいなフォームに！

リハプライド伊勢崎



住所：〒379-2236
群馬県伊勢崎市八寸町4711-7
TEL：0270-75-3834
FAX：0270-75-4059
mail：isesaki@rehapride.co.jp
事業所番号：1090400522
運営元：宮下運輸株式会社

事業所の詳しい案内

☎ お気軽にお問い合わせください！